

上作延町会自主防災計画

2021年7月

上作延町会自主防災組織

1 目的

この計画は、上作延町会自主防災組織（以下、「本組織」という。）の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 地域の災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集・伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止・初期消火に関すること。
- (8) 救出救護に関すること。
- (10) 給食・給水に関すること。
- (11) 災害時要援護者に関すること。
- (12) 防災資機材等の整備に関すること。

3 自主防災組織の編成および任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため防災組織を編成する。会員は、町会地域内に災害が発生した場合、会長の指示により災害応急活動を行う

(別紙-1 自主防災組織編成表)

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項
 - ① 自主防災組織および防災計画に関すること。
 - ② 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
 - ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
 - ④ その他防災に関すること。
- (2) 普及・啓発の方法
 - ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
 - ② 啓発ビデオ等勉強会
- (3) 実施時期
防災の日・防災訓練時に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

- (1) 把握事項
 - ① 危険地域、区域等（土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域）
 - ② 地域の防災施設、設備
- (2) 把握の方法
 - ① 川崎市及び高津区防災計画等資料
 - ② 講演会、他

6 防災訓練

災害発生時に、情報の収集・伝達、初期消火、避難等を迅速かつ的確に行うため、次の訓練を実施する。

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 給食・給水訓練
- ⑤ 救急救護訓練
- ⑥ 一時避難所設営訓練

7 情報の収集・伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報広報班は、本部長（会長）の指示ある場合は地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、伝令等による。

8 避難

災害が発生し地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 風水害における「高齢者等避難」・「避難指示」等発令時

避難所が開設されているので、住民を避難所に避難誘導する。

(2) 地震による災害発生時

最寄りの避難場所（一時避難所、小学校校庭）に避難誘導する。

自主防災班員は一時避難所を速やかに設営し、住民の受け入れ態勢を整備する。

一時避難所責任者・避難誘導班は避難所の開設後、避難所に避難誘導する。

(3) 避難所の管理運営

災害時における避難所管理・運営について、行政の要請により協力する。

※一時避難所：農住公園、第四公園

※避難所：上作延小学校、南原小学校、下作延小学校

9 出火防止・初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭における点検整備を啓蒙促進する。

- ① 火気使用設備器具の整備およびその周辺の整理整頓状況
- ② 消火器等消火資機材の整備状況
- ③ 住宅用火災警報器の設置状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材の配備を啓蒙促進し、防災訓練にて消火訓練を実施

する。

① 消火器、水バケツ等の各家庭への配備

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに防災関係機関の出動を要請する。現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 消防・医療機関等への連絡

救護班は、負傷者が出た場合、応急手当をする。負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、消防・医療機関へ連絡する。負傷者搬送の協力をする。

11 給食・給水

本会の備蓄、行政からの配給、その他から提供された食糧・飲料水・生活用水等の分配、及び炊き出し等による給食活動を行う。

12 災害時要援護者の支援

(1) 災害時要援護者の把握

行政、民生・児童委員等と連絡を取りあい要援護者の把握に努め、必要に応じ名簿やマップを作成する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救護・支援活動等について、個別支援計画の作成など、あらかじめ具体的な内容を検討する。

(3) 災害発生時の支援

行政から避難準備や避難情報が伝達された場合、要援護者に連絡し、必要に応じて避難の支援を行う。

13 防災資機材等の整備

災害時の応急対策を円滑に実施するため、平時から、防災資機材を整備し、定期的な点検等管理・運用を行う。

なお、整備する資機材等の内容および保管場所については、次のとおりとする。

- 向ヶ丘東公園防災倉庫
- 農住公園防災倉庫
- 上作延第四公園

またあわせて、各家庭において自助努力による備蓄が進むよう、啓発に努める。

自主防災組織規約 関連条項

(事業)

第4条 組織は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災組織の普及に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材の計画的整備、備蓄に関すること。
- (4) 地震等に対する災害予防及び減災に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事項。

(防災計画)

第10条 組織は、地震等による人命の安全確保と被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

第4条 (1)～(6)と同文

参考：避難所運営と自主防災組織の災害時初動態勢

- (1) 風水害時における高齢者等避難・避難指示の発令時
本部長、副本部長及び避難所運営委員（活動できる者）は該当の避難所（上作延小学校、南原小学校）に行き、本部長の指示により避難所運営を手伝う。
☆自主防災組織は特に活動なし（避難所運営は原則行政が実施）
- (2) 大地震発生時
(避難所)
避難所運営委員は該当の避難所に行き、行政・本部長の指示により開設準備及び運営を行う。
(一時避難所)
一時避難所避難責任者は避難所運営マニュアルに沿って避難者をまとめる。
☆自主防災組織 ～小康状態になってから～
公園で避難者支援活動を行う。
(給水、給食、休息所設営、トイレ設営、情報収集、避難所連絡、応急手当、他)

* 自宅・家族の安全が確認された者